

藤沢市手数料条例等の一部改正について
藤沢市手数料条例等の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例等の一部を改正する条例
(藤沢市手数料条例の一部改正)

第1条 藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表54の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表55の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表68の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表69の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

(藤沢市都市景観条例の一部改正)

第2条 藤沢市都市景観条例（平成元年藤沢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号ア、同条第3号及び第32条第1号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改める。

(藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例（平成20年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

(藤沢市建築基準等に関する条例の一部改正)

第4条 藤沢市建築基準等に関する条例（平成30年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第95条中「第85条第5項若しくは第6項」を「第85条第6項若しくは第7項」に、「第87条の3第5項若しくは第6項」を「第87条の3第6項若しくは第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法の改正に伴い、規定の整備をする必要による。